

福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア～イ 略</p> <p><u>ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>(ア) 災害イエローゾーン</u></p> <p><u>災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。</u></p> <p><u>a 土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>b 浸水想定区域等</u></p> <p><u>浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。</u></p> <p><u>(a) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域</u></p> <p><u>(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域</u></p> <p><u>(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）</u></p> <p><u>32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(新規)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>（イ）対象施設</u></p> <p><u>広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。</u></p> <p><u>a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u></p> <p><u>b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設</u></p> <p><u>c 広域型（定員30人以上）の介護医療院</u></p> <p><u>d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム</u></p> <p><u>e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）</u></p> <p><u>（ウ）対象事業</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合</u></p> <p><u>b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合</u></p> <p><u>（エ）整備内容</u></p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>イ 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。</u></p> <hr/> <p><u>ウ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。</u></p> <p><u>(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること。</u></p> <p><u>(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること</u></p> <p><u>a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。</u></p> <p><u>b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</u></p> <p><u>c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。</u></p>	<p><u>② 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすること。</u></p> <p><u>ウ（新規）</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。</u></p> <p><u>エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、3（1）アの事業の対象としないこと。</u></p> <p><u>オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、3（1）ウの事業の対象としないこと。</u></p> <p>7～11（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。</u></p>	<p>7～11（略）</p>

改正後（新）

別紙補助単価表

（１）地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	61,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	61,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,600千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	36,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円	施設数	
・介護予防拠点	9,710千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,300千円	施設数	
・生活支援ハウス	38,900千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,300千円	整備床数	
・施設内保育施設	13,000千円	施設数	
介護施設等の合築等			
・実施要綱3（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	9,710千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前年度の福島県内における施設種別毎の平均利用定員で除した額	増床による増加定員数	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,230千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

改正前（旧）

別紙補助単価表

（１）地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,480千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,940千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円	整備床数	
・施設内保育施設	11,900千円	施設数	
介護施設等の合築等			
・実施要綱3（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.06を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前年度の福島県内における施設種別毎の平均利用定員で除した額	増床による増加定員数	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

改正後（新）

改正前（旧）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
<u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備</u>			
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	<p>(3)災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<u>介護老人保健施設</u>	61,000千円	施設数	
<u>介護医療院</u>	61,000千円	施設数	
<u>養護老人ホーム</u>	2,600千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	

(新)

改正後（新）

改正前（旧）

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費			
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費）						
定員30名以上の広域型施設等						
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数				
・介護老人保健施設						
・介護医療院						
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・養護老人ホーム						
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,580千円	施設数				
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）						
定員29人以下の地域密着型施設等						
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及び 看護小規模多機能 型居宅介護事業 所においては、宿 泊定員数とする。				
・小規模な介護老人保健施設						
・小規模な介護医療院						
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・認知症高齢者グループホーム						
・小規模多機能型居宅介護事業所						
・看護小規模多機能型居宅介護事業所						
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				15,300千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム				458千円	定員数	
・施設内保育施設	4,580千円	施設数				
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 （介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）						
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	239千円	定員数 （転換前床数）				

特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費			
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費）						
定員30名以上の広域型施設等						
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数				
・介護老人保健施設						
・介護医療院						
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・養護老人ホーム						
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,200千円	施設数				
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）						
定員29人以下の地域密着型施設等						
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及び 看護小規模多機能 型居宅介護事業 所においては、宿 泊定員数とする。				
・小規模な介護老人保健施設						
・小規模な介護医療院						
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・認知症高齢者グループホーム						
・小規模多機能型居宅介護事業所						
・看護小規模多機能型居宅介護事業所						
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				14,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム				420千円	定員数	
・施設内保育施設	4,200千円	施設数				
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 （介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）						
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	219千円	定員数 （転換前床数）				

特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

改正後（新）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費					
定員30名以上の広域型施設等					
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。		
・介護老人保健施設					
・介護医療院					
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
・養護老人ホーム					
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
定員29人以下の地域密着型施設等					
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及び 看護小規模多機能 型居宅介護事業 所にあつては、宿 泊定員数とする。			
・小規模な介護老人保健施設					
・小規模な介護医療院					
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
・認知症高齢者グループホーム					
・小規模多機能型居宅介護事業所					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				7,630千円	施設数
・小規模な養護老人ホーム				229千円	定員数
・施設内保育施設	2,290千円	施設数			

改正前（旧）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費					
定員30名以上の広域型施設等					
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。		
・介護老人保健施設					
・介護医療院					
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
・養護老人ホーム					
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
定員29人以下の地域密着型施設等					
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及び 看護小規模多機能 型居宅介護事業 所にあつては、宿 泊定員数とする。			
・小規模な介護老人保健施設					
・小規模な介護医療院					
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
・認知症高齢者グループホーム					
・小規模多機能型居宅介護事業所					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				7,000千円	施設数
・小規模な養護老人ホーム				210千円	定員数
・施設内保育施設	2,100千円	施設数			

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,300千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,600千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム 			
特別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 	創設	2,440千円	転換前床数
	改築	3,020千円	
	改修	1,220千円	
介護施設等の看取り環境の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	3,820千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
共生型サービス事業所の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,130千円	事業所数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,380千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム 			
特別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 	創設	2,240千円	転換前床数
	改築	2,770千円	
	改修	1,115千円	
介護施設等の看取り環境の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	3,500千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
共生型サービス事業所の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,029千円	事業所数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			
・簡易陰圧装置設置経費支援	4,710千円	県知事が認めた台数 (定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090千円	1カ所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540千円	1カ所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・_____家族面会室の整備経費支援	3,820千円	施設・事業所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業			
・多床室の個室化改修経費支援	1,070千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			
・簡易陰圧装置設置経費支援	4,320千円	県知事が認めた台数 (定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,000千円	1カ所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,000千円	1カ所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援	3,500千円	施設・事業所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業			
・多床室の個室化改修経費支援	978千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="219 209 322 233">(5) (略)</p> <p data-bbox="203 256 524 280">別紙様式第1号の1～5 (略)</p>	<p data-bbox="1178 209 1281 233">(5) (略)</p> <p data-bbox="1162 256 1482 280">別紙様式第1号の1～5 (略)</p>